

台東区景観まちづくり賞実施要綱

平成28年8月5日
28台都計第323号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区景観条例（平成14年10月台東区条例第43号）第35条第1項の規定に基づき、台東区景観計画に規定する景観形成に寄与していると認められる建築物や、景観形成に寄与する活動に対し、『景観まちづくり賞』として表彰を行うことにより、区民及び事業者の景観に対する意識の向上を図るとともに、良好な景観形成の推進に資することを目的とする。

(賞の対象)

第2条 景観まちづくり賞の対象者は、次のとおりとする。

(1) 建築部門

表彰年度より概ね5年以内に竣工し、優れた景観を創出したと認められる区内の建築物で、次の各号のいずれかに該当するものの所有者（個人又は事業者を含む。以下同じ。）及び設計者

- ア 地域特性を活かし、周辺環境と調和した景観を創出しているもの
- イ 緑豊かな潤いのあるまち並み形成に寄与しているもの
- ウ 歴史的、文化的な景観資源の保全に寄与しているもの
- エ その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

(2) 活動部門

継続的に景観の形成に寄与したと認められる優れた活動で、次の各号のいずれかに該当するものの主体である個人、団体又は事業者

- ア まち並みの保全・活用・整備に関するもの
- イ 地域の魅力や賑わいを向上させているもの
- ウ 地域資源を活かし、景観の魅力を高めているもの
- エ その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

(募集)

第3条 景観まちづくり賞への応募は、自薦又は他薦による。

(選定)

第4条 景観まちづくり賞の選定は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員をもって構成する台東区景観まちづくり賞選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 東京都台東区景観審議会の構成員のうち、学識経験者2人、区民代表2人及び区議会議員1人
- (2) その他区長が必要と認める者

(選定委員会の所掌事項)

第5条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観まちづくり賞の選定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(委員の任期)

第6条 選定委員会の委員の任期は、委員の委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 前項の委員長及び副委員長は、第4条第1号に規定する学識経験者のうちから、区長が定める。
- 3 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 選考委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第8条 選定委員会は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して選定委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 選定委員会の委員は、景観まちづくり賞の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(賞の授与)

第11条 区長は、選定委員会が選定した建築物の所有者に対し表彰状及び銘板を、設計者に対し表彰状をそれぞれ授与する。

2 区長は、選定委員会が選定した活動の主体である個人、団体又は事業者に対し、表彰状及び楯を授与する。

(公表)

第12条 景観まちづくり賞として表彰された者の建築物及び活動は、区民・事業者の意識向上と景観づくりの普及・啓発のため広く公表する。

(事務の処理)

第13条 この要綱に関する事務は、都市づくり部都市計画課が行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市づくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。